平成２２年（フ）第７２０号
大阪市西成区鶴見橋３丁目４番30号
債務者　吉野　弘隆
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６９２号
大阪府門真市四宮５丁目11番16号
債務者　田原智恵美
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９２号
静岡県富士市森島228番地の２
債務者　西田　　勝
1　決定年月日時　平成22年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午後３時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２２年（フ）第６３号
栃木県宇都宮市御幸ケ原町151番地３　アトレイユＡ105、前住所栃木県宇都宮市下田原町2816番地７
債務者　大金　道人
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月９日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１４５号
栃木県宇都宮市下小倉町3196番地６
債務者　飯村　浩美
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１４６号
栃木県日光市森友1639番地37　コーポ森友102号、住民票上の住所栃木県日光市木和田島1504番地108　金安方
債務者　岩田真由美
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１７３号
栃木県日光市鬼怒川温泉滝850番地５　あさやホテル山岳寮305号室、住民票上の住所神奈川県相模原市西橋本４丁目12番８号　キャトルセゾン橋本４―401
債務者　大島　　宏
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１７４号
栃木県矢板市本町11番１号　津久井ヤス方、前住所東京都世田谷区祖師谷１丁目12番13号コロニアルハイツ201
債務者　中村　由美
1　決定年月日時　平成22年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１７５号
栃木県足利市堀込町2845番地　堀込北団地１―12
債務者　及川　庸子
1　決定年月日時　平成22年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１７８号
栃木県芳賀郡市貝町大字市塙1185番地、前住所栃木県宇都宮市西川田東町３番16号　翔美ハイツⅡ207号室
債務者　遠藤さゆり
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第４１号
川崎市川崎区中島１丁目１番１号ピアハウス602
債務者　新井　秀典
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第４２号
川崎市川崎区中島１丁目１番１号ピアハウス602
債務者　新井　里奈（旧姓川原）
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１１７号
川崎市宮前区犬蔵１丁目１番40号　ハイム松井102、前住所川崎市宮前区南平台２番47号
債務者　岡崎　　務
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１３８号
川崎市麻生区下麻生１丁目３番９―705号麻生台団地
債務者　山崎　幸枝
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係